

社会的養護関係施設第三者評価
評価結果報告書

施設名 : 白鷺園母子生活支援施設

(母子生活支援施設)

評価実施期間 2020年8月7日 ~ 2021年2月28日

実地(訪問)調査日 2020年11月4日~5日

評価決定委員会開催日 2021年1月8日

2021年2月19日

特定非営利活動法人

はりま総合福祉評価センター

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 はりま総合福祉評価センター

②評価調査者研修修了番号

SK18243
SK18148
HF-15-1-014

③施設の情報

名称：白鷺園母子生活支援施設	種別：母子生活支援施設		
代表者氏名：紺谷宏志	定員(利用人数)： 15世帯(8世帯)		
所在地：兵庫県			
TEL：	ホームページ：		
【施設の概要】			
開設年月日：昭和23年3月31日			
経営法人・設置主体(法人名等)：社会福祉法人 白鷺園			
職員数	常勤職員：	6名	非常勤職員 1名
有資格 職員数	施設長	1名	調理員等 1名
	母子支援員	2名	個別対応職員 1名
	少年指導員	1名	嘱託医 1名
施設・設備 の概要	1DK	15室	冷蔵庫 各1個
	トイレ	各1箇	テレビ 各1個
	風呂 所	各1箇	洗濯機 各1個
	キッチン 所	各1箇	電子レンジ 各1個

④理念・基本方針

基本方針として

- ・安心安全に生活する場を提供します。
- ・利用者ひとり一人の課題を受け止め、一緒に課題に向き合います。
- ・母親と子どもを尊重し、最善の利益を考えます。
- ・自立につながることを目指した支援を行います。
- ・利用者、地域、関係機関とのつながりを大切にします。

⑤施設の特徴的な取組

利用者の居室の整備。LED ライトへの交換、Wi-Fi の整備。防犯カメラの設置。
利用者への声掛け（帰所時の挨拶など）

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年8月7日（契約日） ～ 令和3年2月28日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年）	平成29年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

- 幅広い利用者の特性に応じた課題分析や支援内容の検討を踏まえ、自立支援計画が策定されています。

母子支援員と少年指導員等の連携のもと、施設長が中心となり、詳細なアセスメントやカンファレンスが行われ、日常生活能力向上、社会生活経験拡大、健康管理、就労支援、家族関係の観点から母子の具体的なニーズや特性を明確に示した、自立支援計画が策定されています。

- 母親や子どもの意見や要望を聞く機会を設け、コミュニケーションを大切にした支援が行われています。

定例会や児童会、母親懇談会など、日常的に利用者の希望を聞く機会を設けることで、定期的に利用者の意見や要望を汲み取り、利用者一人ひとりのペースに合わせた支援につなげています。具体的には、施設から出かける時や帰った時には、必ず声掛けを行うことで、日々の様子をうかがい、児童会や権利ノートの配布を通して、子どもの権利意識の向上に努めていくことで、コミュニケーションを大切にした支援が図られています。

- 母親や子どもの自主性や自立・自律に向けた支援が展開されています。

母子の主体的な生活を最優先に考えられ、不必要な介入は避けながら、母親・子どもの状況を理解し、それぞれの自尊心や強みを大切にした関わりや自立に向けた支援が行われています。また、子どもの障害や母親の病気等の医療や保険の申請方法などの助言や説明が行われ退所後の生活を見通した支援が展開されています。

◇改善を求められる点

- 今後の事業運営を具体的に示した中・長期事業計画を策定していくとともに、その内容を単年度計画に反映していくことが重要です。

社会の情勢や利用者のニーズに対応するためには、中・長期的な視点に立って、実施する福祉サービスの内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等を具体的に示した事業計画を策定していくことが重要です。今後は、多様化する入所者への対処や心理的なケアの充実など、中・長期的ビジョンのもと行事計画のみならず、人事、財務等の状況を踏まえた単年度の事業計画の策定が望まれます。

- 支援の標準化に向けた取り組みが求められます。

各業務別に支援の手順について職員から職員へ伝達し、標準的な支援方法が定着していることがうかがえましたが、支援ごとの標準的な実施方法の明文化には至っていません。今後は、現在の取り組みを整理し、標準的な実施方法を位置づけていくことが求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回で3回目の受審となりましたが、まだまだ気付かされることが、多くありました。

その気付きを今後の支援や運営に生かしたいと思います。また、施設としての強みエンパワメントも再確認できたことは、職員が利用者支援を行う上にも自信にも繋がると思います。ありがとうございました。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <p>○運営理念と基本方針は事務所に掲示し、入所時に説明を行っています。</p> <p>○理念や基本方針の策定は確認できましたが、周知する仕組みが明確になっていません。今後は、理念や基本方針を施設経営や支援の拠り所として位置付けるとともに、十分な周知と理解を促す取り組みが望まれます。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>○中播磨地域のDVネットワーク会議や姫路市DV基本計画策定に携わり、母子生活支援施設に関する動向が把握されています。</p> <p>○今後は、母親と子どもに良質かつ安全な支援の提供を維持していくために、定期的に経営状況を把握分析し施設自体の将来性を見通すための取り組みが望まれます。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <p>○経営課題は理事会で報告し、検討されていることがうかがえました。</p> <p>○今後は、経営状況や経営課題について、職員に周知し、解決や改善策に向けて検討していくことが望まれます。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<p><コメント></p> <p>○単年度の「母子生活支援施設事業計画」は策定されていますが、3年から5年先を示す、中長期計画の策定には至っていません。今後は、理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にしていくためにも、中・長期計画の策定が求められます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<p><コメント></p> <p>○単年度の「母子生活支援施設事業計画」は策定されていますが、年間を通じた行事計画を中心とした計画となっています。措置施設の特性上、見通しが立てにくいことがうかがえますが、今後は、事業、養育・支援などに関わることを単年度計画で具体的に示され、実現に向けた取り組みが求められます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
<p><コメント></p> <p>○今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大のため、計画に掲げられた、研修の受講ならびに行事の実施についても中止を余儀なくされていることがうかがえました。今後は、事業計画を策定するための手順や実施状況を確認する方法を明確にするとともに、職員参画のもとに組織的な取り組みが求められます。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>○年間を通じた行事計画が玄関入口に掲示され、毎月の母親懇談会や児童会の中で報告されています。</p> <p>○事業計画は母親・子どもへの支援に関わる事項でもあるため、今後は、行事計画のみならず施設が目指す支援について、理解を促せるよう取り組まれることが望まれます。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○第三者評価を3年に1度受審されることを機に、支援の質の向上に向けて施設長を中心に現状分析と職員への周知が図られています。</p> <p>○今後は、計画策定・実行・評価・結果の見直しのPDCAサイクル（改善に向けたサイクル）を明確にすることにより、さらに支援の質の向上に向けた取り組みが望まれます。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>○評価結果に基づいて、施設内のみならず、職員も参加する「兵庫県母子生活支援施設連絡協議会」の合同研修の中や結果の回覧を通して、評価結果や課題を共有されています。</p> <p>○今後は、解決された項目や新たな課題を分析するなど、職員参画のもと改善に向けた、新たな計画を策定していくことが望まれます。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は法人の理事会や評議委員会の中で、経営状況の報告を中心とした事業に関する内容を公表されています。</p> <p>○今後は、職員に対して施設長自らの役割と責任を表明していくことが望まれます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長自ら、姫路市主催の労働関係法令の研修会へ参加し、制度や法律について正しく理解するための取り組みを行っています。</p> <p>○今後は、社会福祉関係法令のほか、災害や日常的に関係する法令を遵守するための情報収集が望まれます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>○母子の生活支援について自己評価結果を基に、振り返りが行われています。また、外部研修への参加を積極的に推進されています。</p> <p>○今後は、支援の向上に向けた組織内の研修体制や研修計画を明確にしていくことが望まれます。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>○経営状況に関する問題に対しては、職種にこだわらず、職員全体で話し合い、取り組みや方策を検討されています。また、勤務シフト調整などを通して働きやすい職場環境となるよう努められています。</p> <p>○今後は、経営状況の改善に向けた職員と話合う機会を設けることによりさらに業務の実行性を高める取り組みが望まれます。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>○法人としての理念と考え方が、人材確保と育成についても反映されており、勤続5年経過後には社会福祉主事任用資格の取得が出来るよう法人のバックアップのもと人材育成に努められています。</p> <p>○今後は、人事に関する計画の策定が望まれます。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○規定集に期待する職員像や経理、就業などの働き方や人事基準が明記されていますが、具体的な人事基準や人事基準に基づく評価の仕組み等は確認できませんでした。</p> <p>○今後は、職員の目標管理や面談を通して、さらに職員に対する総合的な仕組みの構築が望まれます。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○職員個々の事情を把握した上、出勤時間の変更や時間短縮勤務などの勤務体制ができるよう配慮されています。また、兵庫県社会福祉協議会や姫路市の共済に加入しているほか、施設長が兵庫県社会福祉協議会の運営委員に所属し、県互助会へ職員の福利厚生に関する提言が行われています。</p> <p>○今後は、職員の人員体制に関する具体的な計画を策定していくことが望まれます。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>○勤続年数が5年経過した場合は、法人のバックアップにより社会福祉主事任用資格の資格取得ができる体制となっていますが、体系的な人材育成の仕組みの構築には至っていません。今後は、職員の面談を通して、職員一人ひとりの育成に向けた仕組みの構築が求められます。</p>		

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>○兵庫県母子生活支援施設協議会の研修計画に基づいて、関係する施設との合同研修に参加しています。</p> <p>○今後は、基本方針や計画の中に必要とされる専門技術や専門資格の明示が望まれます。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>○職員個々の専門資格は職員基本台帳により把握されています。また、施設長が勤務の現状把握し、各職種に関する必要な研修へ参加するように働きかけています。</p> <p>○今後は、施設全体として、各職員の個別の技術水準や研修受講に関する、履歴や資格等を一元管理できるような仕組みの構築が望まれます。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>○実習にあたっては母子支援員が担当されています。保育士を中心とした受け入れが積極的に行われ「利用者と職員のデイリープログラム」が整備されています。</p> <p>○今後は、専門職種に応じたプログラムの策定が望まれます。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○法人のホームページには予算や事業報告が公開されています。また、年1回法人の委員会の中で、法人内で上がった苦情に対して情報を共有されています。</p> <p>○施設の特性から困難な部分もうかがえますが、今後は、法人として、基本方針やビジョン、理念等を情報公開していくことが望まれます。</p>		

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設運営に関する規則やルールは、法人規定により定められ、職員に周知されています。また、外部の会計士による施設内監査、法人の幹事による内部監査が年1回実施されています。</p> <p>○今後は、監査結果を日常的な取り組みに反映させていくことが望まれます。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの通園支援や買い物や通院等の支援が行われ地域との関わりが持てるよう努められています。施設の特性上、退所の時期が想定できないため、現在自治会や子ども会への加入は見合わされています。</p> <p>○施設の特性上、利用者と地域の関わりに困難があることがうかがえますが、今後は、地域との関わり方について、施設の特性を踏まえた基本的な考え方を明文化していくことが望まれます。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
<p><コメント></p> <p>○現在は、ボランティアの活用には至っていません。今後は、ボランティアを地域における社会資源としてとらえ、母子の多様なニーズに応えられるよう、ボランティアの受け入れに関する基本姿勢を明確にしていくことが求められます。</p>		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○「こども家庭センター」や警察、婦人寮のほか、措置元となる行政などの関係機関と年1回行われるネットワーク会議に参加し、顔の見える関係づくりに努められています。</p> <p>また、地域の関係機関・団体・必要な社会資源等をリスト化し、共有されています。</p> <p>○今後は、関係機関とともに共通の地域課題や問題の解決に向けたネットワーク化が望まれます。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○現在は、地域住民との交流活動等は行われていませんが、随時、ショートステイの受け入れが行われています。</p> <p>○今後は、地域の福祉ニーズや生活課題の把握に向けた地域との連携が望まれます。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>○DVネットワーク会議に参加し、地域の状況や行政との意見交換が行われています。現在は、親子の安全を最大限保証していくために、施設にとって地域に向けた公益的な事業の実施には至っていません。今後は、地域の福祉ニーズの把握に向けた地域との連携が求められます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○母親と子どもを尊重した支援について、全国母子生活支援施設協議会倫理要領や子どもの権利ノートに基づいて定例会で周知されていることがうかがえました。</p> <p>○今後は、基本的人権等について勉強会や研修を計画し、実施することにより、職員への理解を深めていくことが望まれます。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○各居室は完全に独立しており、ネームプレートなどプライバシーに配慮した、設備等の工夫が行われています。また、毎月の定例会で母親と子どもに権利擁護について周知されていることがうかがえました。</p> <p>○今後は、プライバシーや虐待についてのマニュアルを整備し、権利擁護に関する取り組みを明確にしていくことが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>○施設パンフレットや「サービスマニュー」に子どもに対する養育・支援の内容が記載されています。また、福祉事務所の母子相談員に対する見学会を実施するなど、関係機関への情報発信が積極的に行われています。「サービスマニュー」の見直しは、随時必要に応じて変更されています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>○支援の開始にあたっては、利用規則や「サービスマニュー」を提示し、丁寧な説明が行われています。また、面談を通して退所に向けた話し合いや自立支援計画に基づいた達成状況の確認が行われています。</p> <p>○今後は、外国籍や障害のある方など、意思決定が困難な方への配慮について、明確にしていくことが望まれます。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○退所する母子については、チェックリストを活用し、円滑な移行が行われるよう配慮されていることがうかがえます。家庭への移行等にあたっては、必要に応じて文書で引き継ぎが行われています。</p> <p>○今後は、退所に関する窓口の設置や引き継ぎ文書等を整備することにより、移行時の標準的な支援が望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○児童会や母親懇談会にて意向や希望を聴取し、それにもとづいて危険な遊具の撤去など具体的な改善が行われています。</p> <p>○今後は、定期的な利用者満足度調査の実施を通じて、施設での支援の満足度を明確にしていくことが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○玄関入口に意見箱が設置されているとともに、母親や子どもが玄関を通る際に事務所窓口で意見を聞き取れるように努めていることがうかがえました。また、定例会で聞き取った意見を職員に周知していることが苦情相談記録からうかがえました。</p> <p>○今後は、苦情解決の仕組みを母親や子どもに分かりやすく明示していくことが望まれます。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	b
<p><コメント></p> <p>○意見箱の設置や直接確認した意見を定例会で職員に周知していることがうかがえました。また、相談室が設けられ、プライバシーに配慮した工夫がうかがえます。</p> <p>○今後は、母親や子どもが相談や意見を述べやすいよう、文書を配布するなど、分かりやすく説明していくことが望まれます。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもとの児童会や母親に対する懇談会が定期的に行われ、意見を聞く機会が設けられています。また、相談は受付けた職員が文書にまとめて施設長に提出し、その後定例会にて全職員に周知されています。</p> <p>○今後は、相談や意見を受付けた際の記録の方法や報告手順など、組織的な仕組みの構築とマニュアルの整備が望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>○母子の安心安全のために、夜間の巡回や防犯カメラの設置のほか、定例会で情報共有と安心安全な支援に向けて検討が図られています。</p> <p>○今後は、安全を脅かす事例の情報を分析し、対応を検討するなど、危険予知の視点から安全を確保していく取組が望まれます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○「兵庫県母子生活支援施設協議会」の感染症マニュアルをベースに感染症対策に取り組まれています。また、廊下などの共有スペースの掲示板には、行政からの最新情報などお知らせが掲示されています。</p> <p>○今後は、母子と協働した研修やマニュアルの見直しが望まれます。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○防災マニュアルにより、非常持ち出し袋や災害時の備蓄を整備し、災害時の対応体制が定められています。また、今年度、「BCP計画」(事業継続計画)の策定が行われています。</p> <p>○今後は、母子が在園していない時の安否確認の方法を明確にするとともに、職員に周知していくことが望まれます。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	c
<p><コメント></p> <p>○各業務別に支援の手順について職員から職員へ伝達し、標準的な支援方法が定着していることがうかがえましたが、支援ごとの標準的な実施方法の明文化には至っていません。今後は、標準的な実施方法の周知や活用の方法を明確にしていくことが重要です。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画により個別の支援の内容は確認できましたが、支援の標準的な実施方法は確認できませんでした。今後は、標準的な実施方法の策定や検証、確認、見直しの一連の仕組みを構築していくことが求められます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>○母子支援員と少年指導員等の連携のもと、施設長が中心となって、詳細なアセスメントを通じて導き出されたニーズを明示し、自立支援計画が策定されています。今後は、自立支援計画に対する母子の同意の手順を踏まえた作成手順を整理していくことが期待されます。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○日常的な経過記録や母親懇談会の内容をもとに、年2回自立支援計画が見直されていることが、「少年指導員日誌」「ケース会議録」「個別ケース記録」からうかがえました。また、緊急時には利用者との面談を行い、暫定的な行動計画を作成し、退所に至った事例がうかがえました。</p> <p>○今後は、自立支援計画に対する母子の同意を得る手順を踏まえた仕組みの構築が望まれます。</p>		

Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p><コメント></p> <p>○利用者の変化については個別に経過記録を作成し、毎日の朝礼や「母子台帳」「少年指導員記録」などを通じて情報共有されていることがうかがえました。</p> <p>○今後は、支援計画に対する目標への達成状況を確認するための記録方法と1世帯の母子の状況を分かりやすくしていく為の情報整理や分別の方法を明確にしていくことが望まれます。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○「個人情報保護規程」や「文書保存基準」等に記録の保管や保存、情報提供に関する規定が定められています。また、職員は就業規則に基づいて、個人情報の取り扱いに留意していることがうかがえました。</p> <p>○今後は、利用者に関する記録を管理していくためのルールづくりと個人情報の漏えいに対する対策と対応方法を踏まえたマニュアルの整備が望まれます。</p>		

内容評価基準（27項目）

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c
<p><コメント></p> <p>○母親が地域で安心して働くためのプライバシーなどは守れています。今後は、母親と子どもの権利擁護をする為にマニュアルなどを整備することが求められます。</p>		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	c
<p><コメント></p> <p>○過去の事例から不適切なかかわりが疑われる内容について、組織として適切な支援やそれを改善するための具体的な取り組みが確認できました。</p> <p>○今後は、不適切なかかわりをしないためのマニュアルの整備が望まれます。</p>		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	b
<p><コメント></p> <p>○不適切な行為の防止や人格を辱めることがないように、ポスターの掲示や新聞コラムの掲示を行い、周知されています。また、施設長が個別に面談の機会を設けるなど良好な関係づくりに向けて取り組まれています。</p> <p>○今後は、日ごろから職員研修などの具体的な取り組みを行い、防止に向けたさらなる対策を講じていくことが望まれます。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○「子どもの権利ノート」などの活用や子どもたちの表情を観察し、不適切なかかわりがないか見守りが行われています。</p> <p>○今後は、親子関係の中で不適切なかかわりの防止と早期発見のために助言や支援の工夫が望まれます。</p>		

A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a
<p><コメント></p> <p>○創設者が一定の宗教の思想や信仰をされていた背景がありますが、宗教の自由について母子の思想を尊重し、場合によっては仏壇の持ち込みなど、一切の制限や強要などは行われていません。</p>		
A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもが自主的に自らの生活を改善できるように、柿がりなど、子どもだけの行事などを企画されていることを確認しました。</p> <p>○今後は、母親自らが権利を学べる環境づくりや取り組みが望まれます。</p>		
A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○母子の主体的な生活を最優先に考えられ、不必要な介入は避けながら、母親・子どもの状況を理解し、それぞれの自尊心や強みを大切にされたかわりや自立に向けた支援が行われています。</p>		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	b
<p><コメント></p> <p>○施設の企画で、週末や祝日に潮干狩りやバス旅行などの行事が企画されていることが確認できました。</p> <p>○今後は、母親や子どもの意見を取り入れて企画するなどの取り組みが望まれます。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○アフターケアを行わなくても良い状態で退所できよう、子どもの障害や母親の病気等の医療や保険の申請方法などの助言や説明が行われていることが確認できました。</p> <p>○今後は、これまでの実績からの事例や退所後に発生しそうな課題を想定し、母子のニーズに応えられるような退所に向けた「しおり」等の整備が望まれます。</p>		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、門的支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○母親や子どものそれぞれ個別の課題について、施設内で解決できない場合は関係機関との連携を通して支援を行っている事が確認できました。</p> <p>○今後は、専門的な支援提供するために必要な職員の配置に向けて、取り組まれることが期待されます。</p>		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○「入所のしおり（入所規定）」が整備されているとともに、食料品や家具や調理器具など豊富な品を取り揃えられ、母子が安心して生活できるよう配慮されています。また、母子の世帯の状況に応じて、段差の少ない部屋に変更したり、学校などの教育機関との連携を図るなど具体的な支援が速やかに行われています。</p>		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○基本的な生活習慣の維持や獲得に向けて、入浴や食事、医療や育児など、母親と子どもの状況を観察しながら施設として後方支援が行われています。母親の収入の安定に向けて、ハローワークへの送迎や就労に向けた取り組みが行われています。</p>		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○母子支援員や少年指導員を中心に、母親が安心して子育てが行えるよう、「こども家庭センター」との連携が行われています。また、関係機関等に通うことができない場合には、施設から送迎を行うなど、適切な養育環境が提供されるよう支援が行われています。</p>		

A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○母親の抱える課題に対して、母子支援員を中心とした相談支援が行われています。また仕事の継続や安定した対人関係が築けるよう、母親が抱える課題などを精神的にフォローしながら、母親自らが安定した対人関係の構築ができるよう支援されています。</p>		
A-2-(4) 子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○下校時には、少年指導員を中心に、配慮が必要な母親に変わって宿題の支援や遊びなどの支援等、子どもや母親の状況に応じて、養育や保育の支援を提供されています。</p>		
A⑯	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○学習ボランティアの受け入れは行われていませんが、学校や保育園からの下校時には、少年指導員を中心に支援が行われていることが確認できました。また、子ども自身が希望をもって自らの進路を選択できるよう奨学金制度の情報提供や相談に応じるなど、子どもの自立に向けた支援が行われています。</p>		
A⑰	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○支援者や実習生とのかかわりを通して、子どもに安らぎや心地よさを経験できる支援が行われています。</p> <p>○今後は、子ども同士の育ち合う力を高めるために専門的なグループワークを取り入れるなどの取り組みが望まれます。</p>		
A⑱	A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>○子ども権利ノートを活用している事はうかがえますが、子どもの年齢や発達段階に応じた「性」についての説明には至っていません。今後は、子どもの年齢や発達段階に応じた「性」についての知識の提供が求められます。</p>		

A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑱	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	b
<p><コメント></p> <p>○緊急利用のための生活用品はいつでも使えるよう用意されており、出来る限り、夜間の緊急一時保護に対応していることが確認できました。</p> <p>○今後は、緊急時対応マニュアルの整備を行い、曜日や地域にこだわらず、広く受け入れられる仕組みの検討が望まれます。</p>		
A⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○母親と子どもが安心できる生活が実現できるように各市町の福祉事務所やDVセンター等の関係機関との情報共有や連携している事がうかがえました。</p> <p>○今後は、具体的な支援をさらに明確にしていくことが望まれます。</p>		
A㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○DVを受けて避難してもフラッシュバックして心理的に不安を持つケースなどに寄り添いながら支援しているケースや心療内科を受診しているケースなど、それぞれのケースに合わせた支援が行われています。</p>		
A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応		
A㉒	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○良い大人を理解してもらうために支援員が見本になるように取り組まれています。</p> <p>○今後は、被虐待児に対する専門性を高める研修などの取り組みが望まれます。</p>		
A㉓	A-2-(6)-② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○姫路市DV基本計画のフローチャートに基づいて、子どもの権利擁護を図るために関係機関と連携し、情報提供しています。</p>		

A-2-(7) 家族関係への支援		
A⑳	A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○母親の子育てに対する悩みや不安、退所に伴う地域移行に対する不安などに対して、施設長をはじめ、母子支援員や少年指導員が相談に応じ、各家庭に応じた課題や不安と一緒に向き合い、必要に応じて親族を含めた関係調整を行うなど、施設として相談や必要な助言等の支援が行われています。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A㉑	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
<p><コメント></p> <p>○必要に応じて、医療機関や就労先などの社会資源を活用できるように支援し、障がいや精神疾患、外国人など様々な状況に応じた必要な支援が提供されています。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A㉒	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○ハローワークへの初回の送迎や教育訓練給付金の受給支援や資格取得に向けた後方支援が行われています。また、母親の職業能力の状況を把握し、必要に応じて仕事が長く続かない母親との面談の機会を持つなど、就労に向けた支援や就労の継続に向けた支援が行われています。</p>		
A㉓	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○就労できる母親の受け入れを基本とされていますが、就労が困難な場合には障害福祉サービスの就労継続支援事業所の利用や多国籍の入所者への対応を視野に入れた考えや過去の事例により確認できました。</p> <p>○今後は、精神障害や発達障害をもつ母親や外国人など多国籍の入所者にも対応できるようさらなる支援体制の構築が望まれます。</p>		

